健康保険証は
12月2日以降新たに発行されなくなりました

（令和7年2月時点）

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を
基本とするしくみに移行しています。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ **過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる**
- ✓ **突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる**
- ✓ **救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される**

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが
広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！

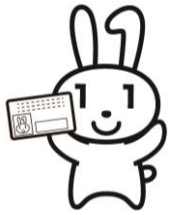

よくある質問

Q. 障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。

A. **職員等が、必要な支援を行うことは、差し支えありません。**

ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. **顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した
暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。**

それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？

詳しくは裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても
資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

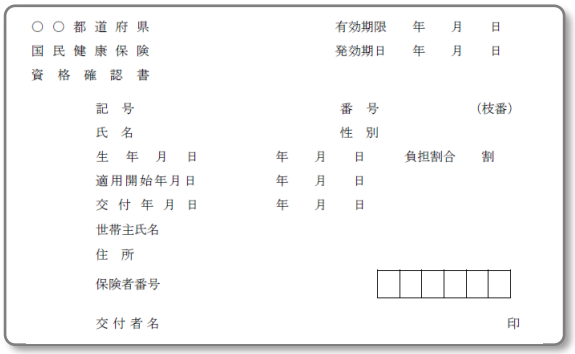

○○都道府県
国民健康保険
資格確認書

有効期限　年　月　日
発効期日　年　月　日

記号　番号　（枝番）
氏名　性別
生年月日　年　月　日　負担割合　割
適用開始年月日　年　月　日
交付年月日　年　月　日
世帯主氏名
住所
保険者番号
交付者名　印

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方**には、**従来の健康保険証の有効期限がきれる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**
ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。

  - **マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（高齢者、障害者等）**は、**申請いただくことで、資格確認書を無償で交付**します。（更新時の申請は不要）
  - 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
  - **後期高齢者医療制度の被保険者**は、2025年7月末までの暫定的な運用として、**従来の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。**そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、
医療費が10割負担になることはありません。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare